

全国民生委員互助共励事業運営要綱

1. 目的

民生委員・児童委員の互助と共励を基盤として、活動の充実振興をはかり、もって地域福祉活動の推進に資することを目的とする。

2. 実施主体

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

3. 会員及び会費

この事業の会員は民生委員法に基づく民生委員・児童委員とし、その委嘱を受けたときから会員となる。

会員は、年額 1,900 円の会費を納入する。

納入期日、納入方法は毎年度文書により通知する。

4. 事業の種類

(1) 互助事業

会員の死亡、傷病、被災及び配偶者の死亡に対して弔慰又は見舞を、また退任者に対する慰労を行う。

(2) 共励事業

民生委員・児童委員活動の推進及び会員の研鑽に資するため、中央共励事業並びに地方共励事業を実施する。

5. 事業の運営

社会福祉法人 全国社会福祉協議会（以下、「全社協」）は、本事業を適切に運営するために、民生委員互助共励事業運営委員会（以下、「運営委員会」という）及び企画連絡会議、審査委員会を設置する。

尚、必要に応じて専門委員会を設けることができる。

(1) 運営委員会

全国民生委員児童委員連合会（以下、「全民児連」）評議員を運営委員とし、事業計画・予算、事業報告・決算、専門委員会の設置等、本事業の基本的事項について審議するため、年 1 回以上開催する。

運営委員の任期は 3 年とする。

(2) 企画連絡会議

企画連絡会議は全民児連理事をもって構成し、運営委員会に諮る事案について検討する。

企画連絡会議の構成員の任期は3年とする。

(3) 審査委員会

審査委員は運営委員会の意見を聞いて選任し、公務に起因する死亡、傷害、疾病にかかる給付について審査する。

審査委員の任期は3年とする。

(4) その他

上記(1)～(3)の委員会には、必要に応じて社協職員、学識経験者等が参加することができる。

6. 事業の企画・実施

(1) 互助事業

- ① 互助事業は原則として金員の給付により実施する。
- ② 弔慰、見舞及び退任慰労は、全社協会長が決定する。
- ③ ただし、一般死亡、配偶者死亡、一般傷病、災害及び退任にかかる給付の審査・決定は、都道府県・指定都市の実情に応じて都道府県・指定都市社協もしくは都道府県・指定都市民児協、又は都道府県・指定都市社協と同民児協による合議体（以下、「県社協等」という）に委任する。
- ④ 全社協会長は、公務に起因する死亡、傷害、疾病にかかる給付決定については、あらかじめ審査委員会の意見を聞かなければならない。
- ⑤ 弔慰、見舞又は退任慰労にかかる事務手続きは、「全国民生委員互助事業取扱要領」に基づいて行うものとする。

(2) 共励事業

① 中央共励事業

中央共励事業は運営委員会に諮り、全社協が企画・実施にあたる。

中央共励事業は次のとおりとし、その内容は毎年度の事業計画によるものとする。

ア. 民生委員・児童委員活動に必要な資料の作成配布

イ. 調査・研究、研修の実施

ウ. ブロック別民生委員・児童委員関係事業会議の開催

② 地方共励事業

地方共励事業は次のとおりとし、都道府県・指定都市の実情に即して、県社協等が企画・実施にあたる。

そのために必要な経費の一部を、全社協から県社協等へ助成する。

ア. 会員の研鑽に関する事業

相談に関する研修事業及びその他の研修事業（ただし、単位民生委員・児童委員協議会会長研修、中堅民生委員・児童委員研修、新任民生委員・児童委員研修など、都道府県・指定都市からの委託研修は含まない）、研鑽に必要な資料の作成、調査・研究等とする。

イ. 単位民生委員児童委員協議会の育成（指定民生委員児童委員協議会）

都道府県・指定都市ごとに「指定民生委員児童委員協議会指定要領」に基づき単位民児協を指定し、民児協運営の充実強化を通じて、民生委員・児童委員活動の支援を図る。

7. 個人情報保護に関する方針等について

本事業における個人情報の取り扱いは、本会が定める「個人情報の保護に関する方針」（プライバシーポリシー）に基づき、適切な取り扱いに努める。

8. 事務費

本事業の実施に要する事務費を県社協等に対して交付する。
その額は会員1名に対し300円とする。